

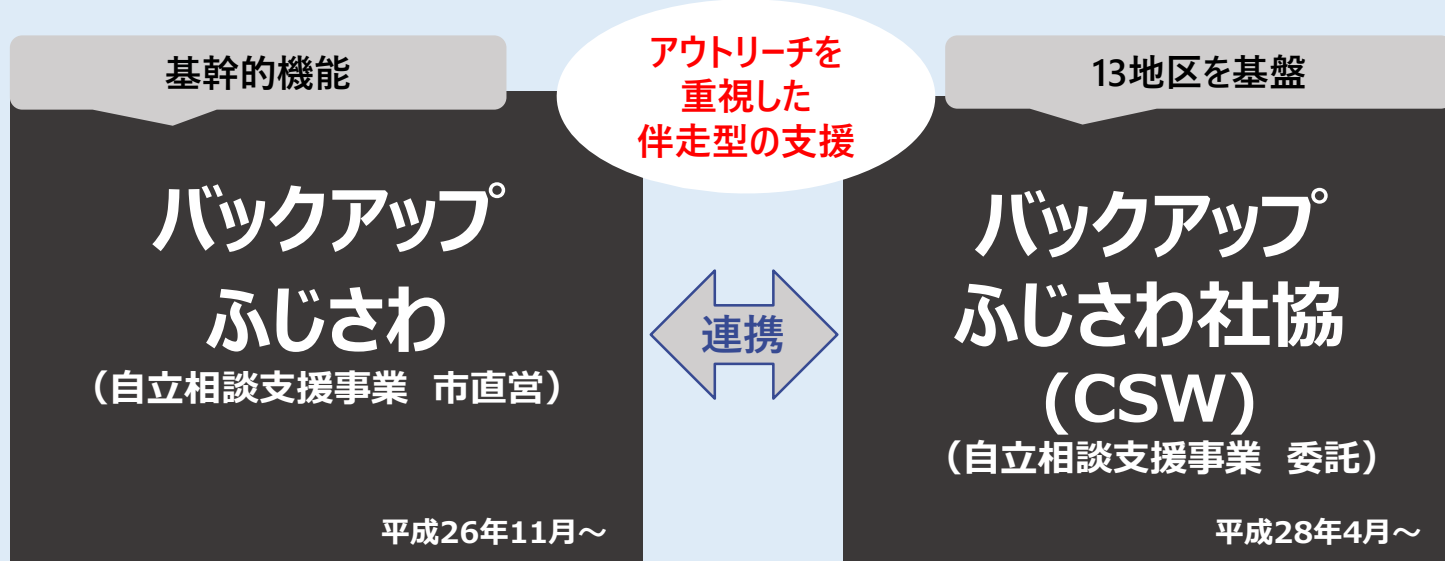
# 地域共生社会の実現に向けた取組

～「全世代・全対象型」を基本とし、「制度の狭間」にも対応した主な取組例～

## 【主な取組例】

- ①包括的・総合的な相談支援体制とサービス提供基盤の整備
- ②地域の縁側について
- ③地域団体等との連携について（協議体）
- ④地域の見守りについて
- ⑤ケアラーケアについて
- ⑥食料支援について
- ⑦居住支援について
- ⑧良好な生活環境の確保に向けた支援（いわゆるごみ屋敷）について
- ⑨コロナ禍における支援について

# ① 包括的・総合的な相談支援体制とサービス提供基盤の整備



専門性の強化と制度の狭間にも対応するための相談支援体制を整備。  
民生委員や地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センター、学校教育相談センターなどの支援関係機関をはじめ、地域の縁側、地区ボランティアセンター、子ども食堂などの地域のインフォーマルな活動とも連携してネットワークを構築。

## ◆ 切れ目のない相談支援

<相談件数 ※令和2年度>

・バックアップ富士さわ : 2,546 件

・バックアップ富士さわ社協(CSW) : 2,637 件

## ◆ 把握した地域生活課題を踏まえ、施策の企画立案・既存施策に反映

## ②地域の縁側について

住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、多様な地域住民が気軽に立ち寄り、地域の相談窓口としての機能等も備えた交流の場。

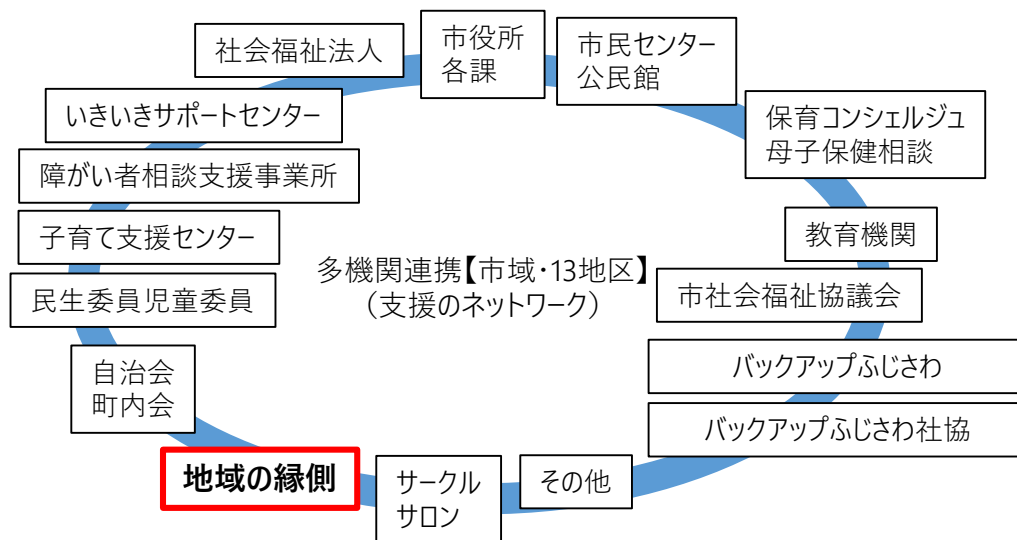
地域の縁側の運営者は、地域団体や社会福祉法人、民間企業などのあらゆる主体となっており、その立ち上げや運営等の支援は市及び市社会福祉協議会が連携して実施。また、ボランティアポイント制度の仕組みを構築。



- ◆ 身近な場所で気軽に交流ができる場
- ◆ 地域のちょっとした相談窓口
- ◆ 日ごろからのつながりによる見守り



市・市社会福祉協議会



## ③地域団体等との連携について（協議体）

### 1 概要・目的

- ✓ 「地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり」につながる、地域の課題や必要な仕組みなどを話し合う場の一つとして、各地区で協議体を開催
- ✓ 構成メンバーは、自治会や地区社協、民生委員等をはじめとする地域団体や、いきいきサポートセンターや市社協をはじめとする関係機関、さらには社会福祉法人や市民センター・公民館など、地区の特徴に合わせた様々な団体
- ✓ 構成メンバーと協議のうえ、地区の特性や課題、ニーズに応じた取組を実施

### 2 主な取組例

#### 【①辻堂地区】

地区内に障がい施設が多くあるといった特徴を捉え、障がい理解の促進と共生をテーマに取組を検討。まずは、白浜養護学校との意見交換を行い、そこでのニーズを踏まえ、生徒が創作した作品を生徒自身が市民センターで販売をし、障がい理解及び社会参加のきっかけづくりを実施。また、障がい施設に通所する保護者と意見交換を行い、ニーズを踏まえ、ケアラーケア（ヤングケアラーも含む）の取組を企画。

#### 【②御所見地区】

アンケート調査結果より、身近な場所で交流できる場のニーズがあるが、既存の居場所の知名度が低いことが見えてきたことから、地区内の居場所マップを作成し広く周知を図った。また、専門職の視点から地域生活課題の解決をめざすことを目的に、関係機関のネットワーク会議を立ち上げ、地域の実情を踏まえ、介護保険をはじめとした制度理解を深めるための取組を検討。

## ④地域の見守りについて

---

### 1 概要・目的

- ✓ 昨今の高齢化率の上昇や社会情勢の変化が起因となり、認知症の方や単身高齢者世帯の増加、また、困りごとを抱える障がい者や子どもなどが顕在化
- ✓ そのような状況の中で、地域における見守りが、あらゆる主体の協力のもと行われることで、孤立死・孤独死の防止や児童虐待等、様々な課題の早期発見・早期対応につながる
- ✓ さらにはアウトリーチの視点における困りごとの発掘にもつながる

### 2 主な取組例

#### 【①警察×環境事業センター】

警察に捜索願が提出された際に、家族の同意を得たうえで、環境事業センターに情報提供をしてもらい、日常業務で市内をくまなく巡回するといった利点を活かし、業務中に捜索活動を行う。

併せて、不審者情報も提供してもらうことで、発見や犯罪の抑止につなげる。

#### 【②セブンイレブン・イトーヨーカドー】

来店された方で困りごと等を抱えているように見受けられる方を発見した際に、従業員がどこへ連絡すべきかを共有できるよう、包括連携協定を締結しているセブンイレブン及びイトーヨーカドーについて、市内各店舗のバックヤードに認知症や虐待等に関連する相談窓口の連絡先一覧を作成し、掲示した。

## ⑤ケアラーケアについて

---

### 1 概要・目的

- ✓ 昨今の少子高齢化や核家族化の進展，共働き世帯の増加，家庭の経済状況の変化といったさまざまな要因により，ケアラーの方の過重な負担につながっている
- ✓ ダブルケアやヤングケアラーなど，様々な課題が顕在化
- ✓ ケアラー自身がケアラーだと気付いておらず，必要な情報や支援が届いていないことがあるため，啓発等が必要

### 2 主な取組例

#### 【①地域に向けた啓発】

地域団体や関係者向け，または一般市民向けに，ダブルケアやヤングケアラーに関する研修会・講演会を実施している。

また，子育て支援メッセ等におけるダブルケアに関するパネル展示や，市民センターの自習スペースでのヤングケアラーに関するパネル展示，また啓発リーフレットの配布を通して，当事者が自覚していないケアラーケアのニーズを掘り起こし，相談支援につながる取組を進めている。

#### 【②支援体制づくりに向けた協議】

庁内の福祉・子ども・教育部門等が集まり，ヤングケアラーに関する啓発や相談窓口の明確化等について協議する分科会を立ち上げた。

また，国の自治体向け支援ガイドラインの策定に向けた協議に参画している。

## ⑥食料支援について

---

### 1 概要・目的

- ✓ コロナ禍において生活に困っている、制度の狭間にある世帯等が増加し、その中で食料の確保が喫緊の課題
- ✓ 一方で、食品ロスが社会的に課題となっており、食料の処分が環境等へ悪影響を及ぼしている
- ✓ あらゆる主体との連携による食料の確保、及び生活に困っている世帯への食料支援の仕組みを検討

### 2 主な取組例

#### 【①フードドライブ・食料の確保】

食品ロスの視点から、市民や地域団体、企業において余っている食料を寄付いただく取組を実施。また、農家と連携し、通常なら処分してしまう野菜を提供いただく仕組みを構築し、さらに、企業の防災備蓄品の入れ替えのタイミングで提供いただく働きかけを実施。

#### 【②フードバンク・食料の支援】

コロナ禍において、食料の確保に困っている世帯が増加していることから、市内の複数のNPO法人等が食料支援を行う団体を設立。

フードドライブをはじめ、様々な取組・団体と連携して食料を確保し、生活に困っている世帯に食料を定期的に提供。

## ⑦居住支援について

---

### 1 概要・目的

- ✓ 高齢者や障がい者をはじめとする住宅確保要配慮者は、様々な要因により民間賃貸住宅を借りづらい
- ✓ 誰もが安心して希望する場所で生活できるよう、不動産団体及び福祉団体が双方を理解することが重要
- ✓ まずは、不動産団体及び福祉団体が連携するきっかけづくりに取り組む

### 2 主な取組例

#### 【①居住支援協議会の設立】

誰もが安心して住宅の供給を受けることができるよう、不動産団体及び福祉団体が連携し、課題の洗い出しや取組の推進を目的とした居住支援協議会を設置した。

#### 【②住まい相談会の開催】

住宅確保要配慮者に対し、円滑な入居の促進及び支援を行うため、不動産団体及び福祉団体が参加した相談会を実施。

さらに、住宅確保要配慮者及びその関係者にどのようなニーズがあるのかを把握し、そのニーズを満たす施策の検討や課題の把握を行うことも目的とした。



## ⑧ 良好な生活環境の確保に向けた支援（いわゆるごみ屋敷）について

### 1 概要・目的

- ✓ 近年、ごみ等の堆積物が家屋の内外に溢れ、居住する本人の生活への支障はもとより、近隣の生活環境にも影響を及ぼす事例が顕在化している
- ✓ 福祉的あるいは医療的支援ニーズが存在する難しい課題であり、現状は福祉・環境部門の関係課をはじめ、関係機関が関わりを持つ中で、その状況に応じて堆積物の排出支援を実施
- ✓ 市議会において、いわゆるごみ屋敷の対応について陳情が提出されるなど、市民ニーズが高まっている

### 2 主な取組例

#### 【ガイドラインの作成】

居住者に対する福祉的・伴走的な支援、及び地域住民からの理解と協力を得ることを目的としたガイドラインの策定が有効であると考え、庁内関係部局や支援関係機関との調整を経て、「藤沢市良好な生活環境の確保に向けた支援のガイドライン」を作成。 ※令和4年4月施行

ガイドラインは、主に、いわゆる「ごみ屋敷問題」の相談対応を行う市の関係部局や支援関係機関等に向けたものであり、その居住者が抱える複合的な生活課題に対する支援を行うためのツール。



いわゆる「ごみ屋敷」を形成する要因（個体要因・社会環境要因）の解決をめざす

【効果】 居住者及び近隣の良好な生活環境の確保  
地域における孤立状態の解消

< ガイドラインによる支援のイメージ >

## ⑨コロナ禍における支援について

---

### 1 概要・目的

- ✓ コロナ禍において、失業や収入の減少など、経済的に生活が困難な方が増加
- ✓ 新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者について、自宅療養中に食料等の確保が難しいケースがある
- ✓ 制度及び独自の取組として、経済的支援や食料支援の取組を実施

### 2 主な取組例

#### 【①支援金の給付・貸付】

国が規定する住居確保給付金や生活困窮者自立支援金の給付、及び市社会福祉協議会が行う貸付事業等において、コロナ禍において生活が困難な方に対する経済的支援を実施。

- ・住居確保給付金
- ・生活困窮者自立支援金
- ・生活資金の貸付

#### 【②陽性者等に対する食料支援】

家庭内感染等により外出ができず買い物や調理が困難になるなど、食料等支援の必要性が生じることから、市内在住の自宅療養者又は濃厚接触者となった同居親族等、その者から支援を受けている方に、市社会福祉協議会と連携した食料品や日用品等の配送サービスを実施。